

日本醫事新報

No. 4171 2004年(平成16年) 4月3日

日本医事新報社
http://www.jmedj.co.jp/

日医学会長選—植松治雄氏が211票獲得し当選……………(67)

臨床医学
の展望(9)

臨床放射線医学—X線診断……………東京大学助教授 青木茂樹(1)
形成外科学……………東京女子医科大学教授 野崎幹弘(9)

学術／カラーグラフィ

ニュース(67～84)

◇心不全の重症化とその対策
〈於・内科懇話会〉……………豊岡照彦(21)

グラフィ

◇脊髄梗塞の画像診断……………池田 憲(53)

一週一話

◇ダウン症候群の環軸椎亜脱臼…矢崎 進(89)

MEDICAL ESSAYS (41～50)

◇内視鏡外科……………中川国利◇これがそれか……………杉

浦浩策◇野鳥徒然草(三三)……………岩本和雄◇江戸川

柳の愉しみ……………豊泉 清◇闇 杰さんのこと……………

池田壽雄◇妻逝けり……………辰見健一◇隠居生活の塩

と薪……………平島裕正

時 論 (59～64)

◇米国便り メディケア改革法の成立……………廣瀬輝

夫◇声……………岩瀬博太郎・的場恒孝・菅野恒治

人—中村眞巳氏(病診連携Wの会世話人代表)……………(82)

医事案内……………(106)

◇日医、「医師の職業倫理指針」を正式発表
◇〔資料〕16年4月診療報酬改定Q&A(厚労省)
◇事故発生率全国調査—30病院でカルテ15万冊抽出
◇産婦人科医会、全会員に重大事故報告を義務づけ
◇都が事故公表基準—個人責任の事故は必要なし
◇日病会長に山本修三氏、日精協会長に鮫島 健氏

質疑応答(90～105)

〔臨床検査〕CRPと白血球数の乖離〔内科〕動脈硬化の指標としてのLDLコレステロール値／椎骨脳底動脈不全症診断の意義／血糖コントロール不良の肥満糖尿病症例〔泌尿器科〕年齢と造精機能・妊孕性／腎細胞癌の化学療法〔精神神経科〕児童思春期精神科の操作的診断基準運用／抗てんかん薬による高アンモニア血症〔寄生虫病学〕回虫症の現況〔統計学〕臨床医の統計学教科書〔社会福祉〕日本の医療福祉PFI〔医事法制〕無資格者の手術介助／学校医の性格〔雑 件〕天文現象／明治期の洋風建築／水中歩行具／樹木害虫防除具／ペット用防音室

声

国立大学の法人化後に発生しうる諸問題

— 司法解剖を例に —

*1 岩瀬博太郎

*2 池谷博

*3 楠見昭夫

*4 北口雅章

平成十六年四月一日から、国立大学の設置者が国から国立大学法人に変わる。法人化により、国立大学は国から独立した権利義務主体となるので、これまで法律関係が不明確なままなされていたことについて、突然国立大学法人が独立の契約当事者として契約を要す

ることもしる。そのため、法人化後には、多種多様な法律問題が顕在化するであろう。以前から法人格を有する私立大学では問題が発生しなかったのに、国立大学法人でも問題は起きないとの楽観視もあるが、国立大学法人には、授業料・寄付金収入の制約や、研究偏重の傾向もあるなど、私立大学と異なる特殊性もある。そのため、私立大学で問題にならなかった事項が国立大学法人では問題となる可能性がある。なかでも、司法解剖における契約関係の問題は、法学領域において大きな問題となる可能性がある。

法人化前は、司法解剖は事実上国家公務員の公務として扱われてきた。したがって、解剖にあたっての施設と職員の使用も、公務と同様に扱われ、学部長などの許可は、暗黙の了解として得なくてもよかったのであろう。しかし、法人化後は、公務であるとの位置づけがなくなるので、暗黙であるにしても、司法解剖が大学法人または鑑定人個人の受託業務であることを前提としなければならず、大学の施設および人員使用については、それらを使用した時点から、

大学法人と鑑定嘱託者（警察・検察など）との間、または大学法人と鑑定人個人の間のいずれかまたは双方に法的な契約関係が発生してしまふ。その場合の嘱託者―鑑定人―大学法人の三者間の契約関係は以下の三つの可能性がある。

鑑定人が、大学の一職員としてではなく個人業務として鑑定嘱託を引き受ける場合、二通りの契約関係が想定できる。一つは、嘱託者が鑑定人とのみ契約する関係で、この場合、鑑定人は解剖補助の人員使用と解剖施設使用に関する必要経費等を大学法人に納入しなくてはならないが、鑑定人は、鑑定嘱託者との間の準委任契約に基づき、民法第六五〇条第一項および第六五六条（一）または検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法第一項（二）によって、大学法人に支払うべき経費を鑑定嘱託者へ請求できる。もう一つは、嘱託者が、鑑定人との間では鑑定について、大学法人との間では施設・人員使用について、それぞれ別個に契約する関係で、この場合、大学法人は嘱託者に対し、解剖補助の人員を提供し施設を借用させているので、その

対価として必要経費を含めた使用料等を設定し嘱託者へ請求すべきこととなる。

他方、鑑定を行う個人が大学の職員として働く場合、嘱託者は大学法人とのみ契約することも觀念的には考えられる（ただし、鑑定嘱託は鑑定人個人の学識経験に着目して行うのが通常であり、かつ鑑定業務の性質上、鑑定責任の所在は鑑定人個人にあることから、このような契約が適切であるのかは検討を要する）。この場合も、民法第六五〇条第一項および第六五六条によって、大学法人は鑑定料・その他の人員・設備使用の必要経費などを含めた経費を嘱託者へ請求できることとなる。

このように、三つの契約関係いずれの場合でも、法的には鑑定嘱託者が解剖に必要な経費を支払わねばならない。嘱託者からの経費支払いが不十分である場合、大学法人は、鑑定嘱託者または鑑定人個人のいずれかに経費を請求できる権利を法的に有するので、そのいずれかとの間で、損害賠償・費用償還の問題が発生する（民法四一五条等参照）。そのため、嘱託契約に際して費用の負担関係を明

確に規定しておかないと契約関係の構成によっては、鑑定人が損害を被る可能性がある。また、鑑定人が大学職員としてではなく、個人として鑑定を引き受けていると解釈され、かつ鑑定業務が研究・教育機関たる大学法人が経済的負担を負うべき業務ではないとされた場合、必要経費が大学に納入されないといふ疑いも生じるであろう。こうした点にも、法人化に際しては注意を払わなくてはならない。また、このような契約問題に付随して、経費の納入方法も再検討を要する。法人化以前においては、制度上、国庫から国庫への経費移動ができず、嘱託者（警察庁または検察庁）が国立大学に直接経費を納入することはな

かったが、法人化後は、この経費移動が制度上可能になる。そのため大学法人としては、嘱託者―鑑定人―大学法人の契約関係を確定した上で、鑑定経費の適切な納入方法を考え出さなくてはならないであろう。

このように、法人化後は司法解剖の経費を巡りさまざまな問題が発生するので、各嘱託者―各鑑定人―各大学法人の三者は、各相互

間で独自に、契約関係と経費納入の方法について協議する必要がある。また、法医学会としても、こうした問題への対応について指針を打ち出し、各都道府県の嘱託者・鑑定人・大学法人の三者に速やかに提示し、各都道府県での三者協議を勧奨すべきであろう。

〔注〕

（一）民法第六五〇条第一項・受任者カ委任事務ヲ処理スルニ必要ト認ムヘキ費用ヲ出シタルトキハ委任者ニ対シテ其費用及ヒ支出ノ日以後ニ於ケル其利息ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

民法六五六条・本節ノ規定ハ法律行為ニ非サル事務ノ委託ニ之ヲ準用ス

（二）検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法 第一項

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二十三号又は国際捜査共助法（昭和五十五年法律第六十九号）第八条第一項若しくは第三項の規定により、検察官若しくは検察事務官の取り調べた者又は検察官若しくは検察事務官から嘱託を受けた鑑定人、通訳人若しくは翻訳人には、旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料又は翻訳料を支給し、かつ、鑑定、通訳又は翻訳に必要な費用の支払又は償還をすることができ。

1千葉大学法医学 2東京大学法医学
3*弁護士・第一東京弁護士会所属
*弁護士・名古屋弁護士会所属